

民生文教常任委員会

1 開 議 令和5年3月15日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 陳情第12号 大田原市が推進するコロナウイルスワクチン接種についての陳情について

日程第 2 議案第18号 大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について

日程第 3 議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第24号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第25号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第26号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第27号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第29号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第30号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	滝田一郎	出席	
副委員長	大塚正義	出席	
委員	前田則隆	出席	
	大豆生田春美	出席	
	引地達雄	出席	
当局	保健福祉部長	益子敦子	出席
	市民生活部長	松浦正男	出席
	健康政策課長	松本通尚	出席
	福祉課長	安在保男	出席
	子ども幸福課長	宇津野豊	出席
	保育課長	長井康男	出席
	高齢者幸福課長	小林さと子	出席
	国保年金課長	五月女真	出席
事務局	土屋大貴	出席	

◎開 会

午前 9時58分 開会

○委員長（滝田一郎） ただいまの出席委員は5名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

◎陳情第12号 大田原市が推進するコロナウイルスワクチン接種についての陳情について

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、陳情第12号 大田原市が推進するコロナウイルスワクチン接種についての陳情について議題といたします。

陳情第12号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（土屋大貴） 陳情第12号 大田原市が推進するコロナウイルスワクチン接種についての陳情。提出者は、本市若草2丁目1087番地、千保一夫氏であります。それでは、陳情内容についてご説明いたします。

陳情の趣旨、子供に対するコロナワクチン接種には特段の慎重さを持ってこれに当たるべきこと及び乳幼児（生後6ヶ月～4才児）に対しては、即時中止を市当局に求めるものであります。

陳情の理由、年が明ければほぼ丸3年間、世界中が新型コロナウイルスの恐怖に慄き、あらゆる社会活動がコロナ問題を基準に翻弄されてきました。この間、確かに多くの貴い生命が失われてきたことは事実です。そのような状況下にあって、リスクよりスピードが優先されたワクチン開発競争に勝利した一部の製薬会社のみが売り手市場の有利な立場を獲得、供給先となる世界の各国は予期せぬ副作用被害等が発生した場合はもちろんのこと、製造販売に関わる業者等に過失があった場合も含めて、一切の免責を与えるとの条項をはじめ、種々の約定等を含めて売り手側が一方的に有利なワクチン供給契約を締結しているとのニュース等も少しずつ各種メディアから広まり始まっています。

さて、ワクチン接種の順序は、高齢者と基礎疾患がある者から始まり、徐々に若年層へと広がっていき、現在は4才から生後6ヶ月児まで広がってまいりました。国は既に9億回分超のワクチンを確保済みと言われ、すなわち全国民1人当たり7回以上接種を繰り返すほどの量を購入し、いまだ約3億5,000万回分ほど使用したところで、今般いわゆるオミクロン変異株対応の新しい2価ワクチンを数千万回分追加購入したようです。国家としての役割を果たそうとする努力は認めながらも、地方自治体はもっと住民の生命、健康や幸せな日常生活等を守るために市民の顔の表情を見るかのごとく、きめ細やかな独自の配慮と施策展開が求められるものです。

国や県の立場とは役割も責任も異なるものがあるはずですが。今こうしている間にも市民の生命に関わる

大切な時間が過ぎていっているのかもしれませんが、市議会におかれましては、多くの議員さんの知見を集め、ぜひ早急なご英断の下、市当局に対し陳情の趣旨記載のとおりのご決断を促していただきますようお願い申し上げます。

以下にコロナウイルスワクチンの諸課題、諸問題を思料する一部を参考のため付記させていただきます。

以上が陳情の理由であり、以下の参考部分につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上であります。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、これより陳情第12号に対する意見を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 今までもですけれども、子供に対するワクチン接種に対しては、国から強制をされているものではなくて、あくまでも親の判断に任せるという形であって、慎重に進めてきたというふうには私は思っています。また、乳幼児に対しても即中止ということ要望しているようですが、中止するしなくてはなくて、接種するかしないかというのは、あくまでも親の判断だと思います、これも。ですから、市に対して中止を求める必要はないのではないかとこのように私は考えます。接種したいという親がいたとすれば、それは接種させないことになってしまうので、これは必要ないのではないかとこのように思っています。市は国からの流れによって接種を行っているものであって、市が接種をしませんということでもないと思っております。ですから、子供、それから乳幼児の場合も、今改めて市に求める内容ではないというふうに思います。

以上です。

○委員長（滝田一郎） ほかにございませんか。

大塚委員。

○委員（大塚正義） お子さんに対する親御さんの心情は、やっぱり十分に理解はできます。そのため、ワクチン接種を受ける場合には、医師等にも相談し、接種するかしないか決めるのがよいと思います。受けない選択肢もあります。COVID-19のこのメッセンジャーRNAワクチンの有効性や副反応については、世界保健機関（WHO）やアメリカ疾病予防管理センター（CDC）及び日本の新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議等でたくさん議論され、現在に至っています。私たちも罹患者を少しでも減らし、また重症化や命を落とす方々を少しでもなくしたいと考えています。市民に悲しい思いをさせないため、今できることを行っていきたいというふうにも思います。

親御さんの意見を尊重し、同意なきものは行わないことが大原則になることは言うまでもありませんので、これが私の意見です。

以上です。

○委員長（滝田一郎） ほかにございませんか。

引地委員、お願いします。

○委員（引地達雄） 大豆生田委員と同じです。

○委員長（滝田一郎） 前田委員。

○委員（前田則隆） 大豆生田委員に同意いたします。

○委員長（滝田一郎） ほかに発言ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) ないようであれば、陳情第12号に対する意見は終了いたします。

それでは、採決いたします。

陳情第12号は、不採択とすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) ご異議ないものと認め、陳情第12号 大田原市が推進するコロナウイルスワクチン接種についての陳情については、不採択とすることに決しましたので、定例会最終日に報告することいたします。

慎重な審議ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○委員長(滝田一郎) それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議事を進めます。

当局の出席者は、保健福祉部長、市民生活部長、健康政策課長、福祉課長、子ども幸福課長、保育課長、高齢者幸福課長、国保年金課長であります。

◎議案第18号 大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定について

○委員長(滝田一郎) 次に、日程第2、議案第18号 大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長(益子敦子) まず、議案第18号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の健康政策課長からご説明をいたします。

○委員長(滝田一郎) 健康政策課長。

○健康政策課長(松本通尚) 健康政策課長の松本です。よろしくお願いいたします。

私からは、議案第18号 大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定についてご説明いたします。44ページ、議案書補助資料を御覧ください。

初めに、この条例の制定の趣旨でございますが、生涯を通じて自分の歯で食べることのできる幸せのためには、乳幼児期から成人期、高齢期までのそれぞれの時期における一貫した歯や口腔の健康づくりに関する対策が必要となります。また、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、オーラルフレイル対策などの取組がさらに重要となります。国においては、歯科口腔保健の推進に関する法律が平成23年に制定され、県においても栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例が平成23年4月に施行され、平成24年

3月に策定された栃木県歯科保健基本計画に基づき、歯科保健の推進に努めております。

本市におきましても、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本理念を定め、市民の健康増進と健康寿命の延伸に寄与することを目的とした大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたしますので、41ページの条例制定文を御覧ください。第1条は、本条例の目的で、先ほどご説明いたしました制定の趣旨などを規定します。

第2条は、基本理念で、第1号では市民自ら取り組むことを、第2号では市民が発達段階に応じて良質かつ適切な歯科医療、歯科健診など歯科保健医療サービスの提供を受けることができる環境の整備を推進することを規定しています。

第3条は、市の責務で、市は栃木県と連携して歯及び口腔の健康づくり推進に関する施策を策定し、実施することを規定しております。

第4条は、市民の役割で、市民は自らの歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めることを規定しております。

第5条は、歯科医師等の役割で、歯科医師、歯科衛生士等は、市が実施する施策に協力するとともに、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めることを規定しております。

第6条は、医療関係者等の役割で、歯科医師等に加え、歯及び口腔に関わる福祉、教育等の関係者も含め、相互に連携を図りながら協力するよう努めることを規定しております。

第7条は、事業者の役割で、事業者は、従業員の歯科健診等の機会を確保することなどの取組の支援に努めることを規定しております。

第8条は、基本的施策の実施で、市は歯及び口腔の健康づくりを推進するために、年齢、階層に応じた予防対策を実施することを規定しております。

第9条は、基本計画で、市長は歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本計画を定めることを規定しております。

第10条は、財政上の措置等で、市長は必要な財政措置を講じるよう努めることを規定しております。

第11条は、委任であります。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行することといたします。

議案第18号の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） これ条例制定後に何か本市として新たな取組は考えているのでしょうか、お伺いします。

○委員長（滝田一郎） 健康政策課長。

○健康政策課長（松本通尚） この条例制定後に基本的な計画を定めるという形が決定しているのですが、実は来年度、令和5年度中に健康おおたわら21計画の第3次計画を来年度計画策定の期間といたしまして、準備を進めます。その中で基本的な取組等を検討していくということを盛り込んでいきたいと考えております。

○委員長（滝田一郎） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） そうすると、その時点までまだ具体化はしていないということですね。

○委員長（滝田一郎） 健康政策課長。

○健康政策課長（松本通尚） 新しい事業の展開としては、来年、5年度に予定しているのは、後期高齢者の歯科健診等を予定しております。そちらの中で歯科保健の推進を進めていきたいと考えております。

また、現時点で介護保険と高齢者の関係の一体事業を進めておりますので、その中でおたっしやクラブですとか、高齢者に対してのそういった教室の中で予防事業を進めていくということを予定しております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 前田委員。

○委員（前田則隆） 実際高齢者介護施設とかで毎日歯を磨くあるいはそういう介護をしている人が一番大事だということは理解しておりますので、そういうものの事業所に対するもっときちんとしたこの趣旨が到達するようなそういう連携したり、その事業所の規程の中に入るようなそういう段階的にやらなくてはいけないと思うので、来年から考えるのではなく、もう早急にいろいろ関係部署にどのようにするか計画の中の準備のスケジュールを立てていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 健康政策課長。

○健康政策課長（松本通尚） 条例制定後、こちら今の段階から準備できるもの、全てこういった形で進めていくという形で事業所に働きかけていきたいと思えます。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

大塚委員。

○委員（大塚正義） 意見です。

この口腔の健康づくり推進条例に関しまして、全国的には8020運動というのが推進されております。80歳で20本の歯を残しましょうという健康寿命を延ばすという運動です。本市においてもこの条例が制定されるのであれば、それらと連動したそういった予防またはいろんな取組ができるといいのではないかとこのように思いますので、ぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

○委員長（滝田一郎） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第18号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 大田原市歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第3、議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 議案第23号につきましても、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の安在福祉課長からご説明をいたします。よろしく願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男） 福祉課長の安在でございます。よろしく願いいたします。

私からは、議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。条例の所管課は政策推進課であります。改正内容が福祉課の事務のみでありますので、福祉課が付議いたします。議案書80ページの議案書補助資料を御覧ください。

今回の改正は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を独自利用事務として位置づけるものであります。生活保護の医療扶助が令和6年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認となり、生活保護利用者の個人番号を使用することとされ、あわせて生活保護に準じた取扱いをしている生活に困窮する外国人に関しても、国からオンライン資格確認導入の通知がありましたので、条例の一部を改正するものであります。なお、生活保護は法定受託事務でありますので、番号法におきまして個人番号の利用が規定されております。

それでは、81ページからの新旧対照表を御覧ください。第4条の個人番号の利用範囲に関し、第1項で個人番号を独自利用する事務として、別表第1及び別表第2の事務を追加し、第2項で別表第2の事務に関し、庁内連携により必要な限度において特定個人情報を利用することができる旨の規定を新設しております。

なお、今後他部署において独自利用する事務が生じた場合に追加しやすいよう別表形式としております。議案書79ページにお戻りいただき、附則第1項で施行期日を、第2項で準備行為について規定しております。個人番号を独自利用するには、条例が議決された後、令和5年6月に個人情報保護委員会に申請し、その結果通知を受け、令和6年2月から情報連携が開始できることとなりますので、令和6年2月1日を施行日としております。

以上が条例改正の説明であります。実務面から申し上げますと、令和6年3月から生活保護利用者が医療機関の窓口において診療依頼書の代わりに個人番号カードを読み取り機にかざしてオンラインで資格の確認を行うこととなりますので、それに併せ生活に困窮する外国人についても同様の取扱いができるよう国の通知に基づき独自利用事務として条例で規定するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 外国人の方の生活困窮者というのはどれぐらいいると見込んでいらっしゃるのか、お伺いします。

○委員長（滝田一郎） 福祉課長。

○福祉課長（安在保男） 今現在532世帯の生活保護受給者がおりまして、そのうち14世帯が生活保護受給利用世帯という形になります。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。
これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第23号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第24号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第4、議案第24号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 議案第24号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてでございますが、こちらにつきましても本会議におきましてご説明を申し上げたところでございますが、本日は担当の子ども幸福課、宇津野課長がおりますので、ご説明をいたします。お願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（宇津野 豊） 子ども幸福課長の宇津野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第24号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。85ページの補助資料を御覧ください。

今回の改正は、令和5年4月からの栃木県子ども医療費助成制度の対象年齢の拡大に伴いまして、本市の現物給付の対象年齢を中学3年生から高校3年生相当年齢までに引き上げることとする条例の一部改正でございます。

それでは、86ページを御覧ください。新旧対照表によりご説明させていただきます。まず、第2条第3項の「の各号」を削除しております。

次に、第2条第5項の「附加給付」をこざとへんなしの「付加給付」に改めております。これらは、今回の改正に合わせまして、一般的な漢字表記に整えさせていただいたものとなっております。

次に、第4条第1項で「15歳」を「18歳」に改めております。これによりまして、県内医療機関での現物給付の対象年齢が18歳年度末までとなります。

次に、第4条第3項を削除しております。こちらは、これまで16歳以上の償還払いの規定でありましたが、現物給付の拡大によりまして不要となりましたので、削除するものでございます。

84ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 県が中学校3年までを対象とするということで、拡大することによって本市が高3までということに引き上げると思うのですが、そういったときに今まで中3までだったところが高3までを現物給付にするわけですよね。そうしたときに、大田原市の持ち出しが変わってくるのではないかと考えているのですが、それはどんなふうに変ってくるのか、その金額の面を伺いたいと思います。

○委員長（滝田一郎） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（宇津野 豊） この後の予算分科会にも絡みますが、よろしいでしょうか。

実際に今回は小学校6年生までが4分の1から2分の1になります。それから、中学生が、本来であれば償還払いでやるのは2分の1なのですが、現物支給になりますので、ペナルティーでございますので、4分の1の助成ということになります。

今回の大田原市の持ち出し分としましては、令和4年度のまだ数字が確定してございませんけれども、前年度比として5,060万円増となる見込みでございます。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 大塚委員。

○委員（大塚正義） 中3から高3に延ばすまでの減免になることになると思うのですが、大田原市以外の病院にかかったときのその支払いなんかもあるかと思うのですが、何か資格証か何かが発行されるということになるのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（宇津野 豊） お答えいたします。

まず県内、大田原市ではなくて県内の医療機関にかかったところは全て現物支給ということになりますので、大田原市ではなくて県内になります。ただ、県外のものにつきましては、これまで同様の償還払いになりますので、県内の医療機関には受給者証等お持ちいただいて、もし忘れた場合には償還払いになってしまうということがありますので、市民の方には周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 大田原市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第25号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

○委員長(滝田一郎) 次に、日程第5、議案第25号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長(益子敦子) 議案第25号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましても、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、今日は担当の長井保育課長からご説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長(滝田一郎) 保育課長。

○保育課長(長井康男) 保育課長、長井です。どうぞよろしくお願ひします。

私のほうからは、議案第25号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。90ページの議案書補助資料を御覧ください。

この条例は、市内の小規模保育施設の運営等に係る児童の適切な処遇の確保等に関し、必要な事項を定めた条例であります。

改正の趣旨であります。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、園児等のバス送迎に当たっての安全管理の徹底を義務づけるとともに、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対し児童福祉法上の懲戒に関し必要な措置を取る場合の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものであります。

91ページを御覧ください。新旧対照表により改正内容をご説明いたします。本則第7条の次に、第7条の2及び第7条の3を新設いたします。第7条の2は、安全計画の策定等でありまして、第1項で家庭的保育事業者等は、事業所設備の安全点検、職員や利用乳幼児等に対する安全に関する指導、職員研修などについての安全計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じなければならない旨を、第2項で職員に対し安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施を義務づける旨を、第3項で保護者に対し安全計画に基づく取組内容等を周知する旨を、第4項で定期的に安全計画を見直す旨を規定いたします。

第7条の3は、家庭的保育事業者等が自動車を運行する場合の所在の確認でありまして、第1項で利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乗降時に点呼を行うなどして、その所在を確実に把握すること、次の92ページにお進みいただきまして、第2項で利用乳幼児の送迎を目的として自動車を運行するときは、ブザーその他車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備える旨を規定します。

第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施を可能にするために必要な設備及び人員の基準の緩和に係る改正であります。

第13条は、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除に改めるものであります。この改正は、民法において児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘のある親権者に対し認められる子への懲戒権及び児童福祉法における児童福祉施設の施設長等が入所児童等に行う措置上の懲戒権の規定について、児童虐待防止を図る観点より法令等の条文より削除されたことに伴う改正であります。

次の93ページにお進みいただきまして、第14条第2項は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に必要な措置を明確にする改正であります。

89ページにお戻りください。附則第1項としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行すると思いますが、ただし書で第13条の懲戒権の削除に係る改正は、公布の日から施行するとします。

附則第2項としまして、第7条の3第2項の利用乳幼児等の見落とし防止装置を備えることなどに関し困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる経過措置を規定しております。

以上で議案第25号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 保育園の保育士さんの虐待というのが、非常に日本国中これ問題になっていると思うのですが、こういったものが本市ではそういった内容のものはなかったのか。それから、またこれは条例改正がありまして、今後そういうものを定期的に確認などきちんとされているかどうかということを確認する予定はあるのか伺います。

○委員長（滝田一郎） 保育課長。

○保育課長（長井康男） お答えいたします。

まず、本市の保育園等でそういった児童虐待につながるようなケースがあるのかということに関しましては、直接報道に出ているようなそういう大きな虐待というような事例は、今のところございませんけれども、そういった虐待につながりかねないような事案というのは、当然市というのはその保育施設のほうを指導監督する立場にあるということで、その保護者、保育園の利用者の方からいろんなご指摘等をいただいているところでありますので、そういったところも含めまして保育施設等に関しましては、保育課のほうで定期的に指導監査のほうを実施しておりまして、その中で当然こういった改正に関わる部分であるとか、そういった児童虐待の温床になりかねないような事案ということに関しまして、適宜指導のほうはさせていただいているところでありますが、今後につきましても引き続きそういった保護者の方からの情報等をアンテナを高くしまして、こういった痛ましい事件が起こらないような形で対応させていただいた

いと考えております。

○委員（大豆生田春美） この条例改正後はきちんとこの条例どおりに、要するに車の乗り降りの確認もそうですけども、きちんとした健全な保育が行われているかどうかという確認みたいなのは、市として行っていくことは考えているかということです。

○委員長（滝田一郎） 保育課長。

○保育課長（長井康男） 現在も各保育施設等に関する指導監査の中で、そういった様々な事案について指導のほうは行っていますが、今回このように改正がされたということで、こういった自動車の運行の場合の確認であるとか、そういったことにつきましても、その監査項目の中に当然盛り込みまして、適切な対応が取れるよう指導のほうは行ってまいります。

○委員長（滝田一郎） 前田委員。

○委員（前田則隆） このブザー等の設備を備える暫定努力義務で、来年まで猶予ということは、その前にまた事故があったら大変だと思いますので、補助する予定とか、予算化するような考えはございませんか。

○委員長（滝田一郎） 保育課長。

○保育課長（長井康男） お答えいたします。

今回の3月補正の中でも説明させていただきましたが、補正予算のほうで対応するような形で今進めているところです。国のほうからもこういった法的な暫定措置というのは取られておりますが、どうしても夏場の暑い時期にこういった取り残しとかがあると、生命の危険がありますので、なるべく早い時期に対応いただけるよう自治体においても指導してほしいというような通知も来ておりますので、できる限り補助事業を使うものですから、いろいろ国のほうの流れもあるかと思うのですが、可能な限り早急に設置できるような形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 大塚委員。

○委員（大塚正義） 私もこのブザーに関しまして、先ほど指導監査というのが年に1回行われているというそれは承知しておるのですが、これが施行されたときには、その指導監査、例えば年度が替わってすぐに指導監査というのは多分結構施設が多いので、回れないのだろうというふうに予測されますので、そうした中で指導監査に早めに入られたところは、きっとブザーなんかは取付けが間に合わないのではないかと思うのです。そうしたときに、もしつけたのであれば、その指導監査が入った後につける、そういう施設もあるのかなというふうに予想されるのですが、指導監査の前にみんなつけて監査を受けられるのであればいいと思うのですが、それらに業者さんだったりとか手配しても間に合わなかったといったときに、そういった書面か何かで監査後につけたのならば、何か報告をもらうとか、そういうのってあるのでしょうか。そこをちょっとお聞きしておきたいなと思います。

○委員長（滝田一郎） 保育課長。

○保育課長（長井康男） お答えいたします。

今回国のほうの事業でこの安全装置に関する補助というものが行われまして、それに関しては当然どういった機種をつけるのか、いつつけたのかということで確認を行った上で、当然補助金のほうの交付等は行っていくこととなりますので、必然的にどこの対象園のどのバスにどういったものがついたかというの

は状況は把握できるようになるかと思しますので、その点をご安心いただければと思います。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第25号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第26号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第6、議案第26号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 議案第26号につきましても、本会議におきましてご説明を申し上げたところでございますが、引き続きまして長井保育課長からご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 保育課長。

○保育課長（長井康男） では、引き続き説明のほうさせていただきます。

議案第26号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。96ページの議案書補助資料を御覧ください。

この条例は、市内の保育所、認定こども園の運営等に係る児童の適切な処遇の確保等に関し、必要な事項を定めた条例でございます。

改正の趣旨であります。国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、懲戒権の濫用禁止の規定を削除するものであります。

97ページを御覧ください。97ページの新旧対照表により改正内容をご説明いたします。第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除に改めるものであります。先ほどもご説明させていただきました議案第25号のほうと同様に、民法及び児童福祉法において児童虐待防止を図る観点から、条文中の懲戒の文言が削除されたことに伴う改正であります。

95ページにお戻りいただき、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとします。

以上で議案第26号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第26号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第27号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第7、議案第27号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 議案第27号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましても、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、引き続きまして長井保育課長のほうからご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○委員長（滝田一郎） 保育課長。

○保育課長（長井康男） それでは、引き続き説明のほうさせていただきます。

議案第27号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。101ページの議案書補助資料を御覧ください。

この条例は、学童保育を利用する児童がよりよい環境において健やかに過ごすために必要となる設備や運営の基準を定めた条例でございます。

改正の趣旨であります。国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正であります。

102ページを御覧ください。102ページの新旧対照表により改正内容をご説明いたします。本則第6条の次に、第6条の2及び第6条の3を新設いたします。第6条の2は、安全計画の策定等でありまして、第

1項で放課後児童健全育成事業者は、事業所設備の安全点検、職員や利用者等に対する安全に関する指導、職員研修などについての安全計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じなければならない旨を、第2項で職員に対し安全計画の周知、研修、訓練の定期的な実施を義務づける旨を、第3項で保護者に対し安全計画に基づく取り組み内容等を周知する旨を、第4項で定期的に安全計画を見直す旨を規定します。

第6条の3は、放課後児童健全育成事業者が自動車を運行する場合の所在の確認でありまして、放課後児童クラブにおいても事業者が利用者の移動のための自動車を運行するときは、乗降時に点呼を行うなどして、その所在を確実に把握することを規定しております。

103ページにお進みいただきまして、第12条の次に、第12条の2を新設します。同条は、業務継続計画の策定等でありまして、第1項で事業者は感染症や非常災害発生時においても、利用者に対する支援の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講ずるよう努める旨を、第2項で職員に対し業務継続計画の周知を図るとともに、訓練等を定期的実施するよう努める旨を、第3項で定期的に計画を見直すよう努める旨を規定します。

第13条第2項は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に必要な措置を明確にする改正であります。

104ページにお進みいただきまして、第14条、運営規定は、今回の改正に合わせて文言を整理するため、次の各号のうちの各号を削除しております。

100ページにお戻りください。100ページのほう、附則の第1項としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するとし、附則第2項としまして、第6条の2の安全計画の策定、訓練等の実施に関しまして、令和6年3月31日まで努力義務とする旨の経過措置を規定します。

以上で議案第27号の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第27号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第8、議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（益子敦子） 議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましても、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の小林高齢者幸福課長からご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 高齢者幸福課長。

○高齢者幸福課長（小林さと子） 高齢者幸福課長の小林です。よろしくお願いいたします。

議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。108ページの議案書補助資料を御覧ください。

改正の趣旨であります。大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第8期計画に基づき、高齢化の進展に伴い介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、制度を持続可能なものとするため、65歳以上の第1号被保険者のうち世帯全員が非課税である第1段階から第3段階までの区分に該当する方の介護保険料の軽減措置の継続等を行うためのものであります。

109ページの新旧対照表により改正内容をご説明いたします。第1章を「総則」に改めます。第1条の見出しを「（趣旨）」に改めます。改正前の条例では、第3条第2項、3項、4項で第1号被保険者のそれぞれの所得段階に応じた令和3年度の保険料率の軽減を定めていましたが、改正後の条例で第1号被保険者の12の所得段階に応じた保険料の額は、第11条に規定する所得状況の申告書のほか、介護保険法による必要な調査を通して決定することとし、世帯員に未申告などの理由で住民税の課税状況が判断できない者がいる場合は、第1段階の保険料額を適用する旨を第2項で規定し、第3項及び第4項を削ります。

118ページにお進みいただきまして、第4条各項の改正は、用語の見直しを行うものです。ただいま説明いたしました第3条の保険料率の軽減措置につきましては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画は3年ごとに見直しがあることから、本則ではなく附則に規定することといたします。

111ページにお進みいただきまして、附則第16条で令和4年度及び令和5年度における保険料率の特例として、第1号被保険者の第1段階から第3段階までの方の軽減後の保険料の額について規定いたします。保険料の額は、改正前の条例に定める額と同額であります。

附則第17条で令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例として、所得段階の算定に用いられる給与所得控除、公的年金等の控除、基礎控除の見直しに係る税制改正がありましたので、読替えなどその特例を規定いたします。

107ページにお戻りいただきまして、附則第1項として、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとします。ただし書として、附則第17条の税制改正に伴う特例の規定は、令和3年4月1日から適用する旨を加えます。

附則第2項として、過年度申告等があった場合には、その該当する年度の保険料率の算定方法により、介護保険料の額を決定する旨を規定いたします。

議案28号の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第28号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ここで、保健福祉部長、健康政策課長、福祉課長、子ども幸福課長、保育課長、高齢者幸福課長は退席していただいて結構です。

(保健福祉部長、健康政策課長、福祉課長、子ども幸福課長、保育課長、高齢者幸福課長退席)

◎議案第29号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(滝田一郎) 次に、日程第9、議案第29号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(松浦正男) 議案第29号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところではありますが、本日は担当の五月女国保年金課長より改めてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長(滝田一郎) 国保年金課長。

○国保年金課長(五月女 真) 国保年金課長の五月女です。それでは、ご説明させていただきます。

議案第29号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

115ページの議案書補助資料を御覧ください。

改正の趣旨でございますが、国民健康保険制度における財政運営主体は都道府県であります。各市町が保険税率を改正する場合、県が示す標準保険料率等を参考に税率を決定しております。この標準保険料率の算定に伴う課税限度額につきましては、地方税法施行令に規定する課税限度額が採用されていることから、本市におきましても地方税法施行令に規定する額と同額の課税限度額に改正するものであります。

詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案書補助資料116ページを御覧ください。第2条第2項ただし書中、「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中、「190,000円」

を「200,000円」に改めます。第20条第1項中の各号の1を削り、「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改めます。

次に、117ページでございますが、第23条は規定の整備による修正を行い、第25条は新たに見出しとして「(補則)」を付すこととし、附則第3項の「同条中」を「同項中」に改めるものです。

改正条例の附則についてご説明いたしますので、議案書の114ページを御覧ください。附則としまして、第1項は施行期日であります。この条例は、令和5年4月1日から施行すると規定しています。

第2項は経過措置であります。この条例による改正後の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものがございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長(滝田一郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第29号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第30号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(滝田一郎) 次に、日程第10、議案第30号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、先の本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(松浦正男) 議案第30号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところですが、本日は担当の五月女国保年金課長より改めてご説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○委員長(滝田一郎) 国保年金課長。

○国保年金課長(五月女 真) それでは、引き続き私のほうからご説明させていただきます。

議案第30号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

120ページの議案書補助資料を御覧ください。

改正の趣旨でございますが、大田原市国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金について、出産費用の全国平均が一時金を上回っている現状を踏まえ、国は健康保険法施行令を改正し、増額いたしました。現在の出産育児一時金は、基本額の40万8,000円に産科医療補償制度の掛金である1万2,000円を加算した42万円を支給しておりますが、平成21年10月以降、支給総額は変わっておりません。その後、出産費用が年々上昇し、公的病院や私的病院等も含めた令和3年度の全国平均の出産費用額は約47万3,000円で、現在の基本額を大きく上回っております。さらに、コロナ禍の影響により、出産者数が減少したことを受け、国は一時金の増額する健康保険法施行令を改正いたしました。これに伴い、本条例に規定する出産育児一時金の基本額を「408,000円」から「488,000円」に改正し、産科医療補償制度の掛金である1万2,000円を加算した総額を50万円とするものでございます。

改正条文をご説明いたしますので、議案書補助資料121ページの新旧対照表を御覧ください。目次中、「大田原市が行う国民健康保険の事務」を「総則」に改め、あわせて第1章の章名を「総則」に改めます。

次に、第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「大田原市(以下「本市」という。)」を「本市」に改めます。

第5条第1号及び第2号につきましても文言の修正を行い、第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改めるものです。

改正条例の附則についてご説明いたしますので、議案書の119ページを御覧ください。附則第1項は施行期日であります。この条例は、令和5年4月1日から施行すると規定しています。

附則第2項は経過措置であります。この条例による改正後の規定は、施行日以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適用し、同日前に出産した場合については、なお従前の例によるものがあります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長(滝田一郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

前田委員。

○委員(前田則隆) この加算額というのは3万円を限度として、経緯はずっと1万2,000円なののでしょうか。

○委員長(滝田一郎) 国保年金課長。

○国保年金課長(五月女 真) すみません。お答えいたします。

加算額の1万2,000円につきましては、昨年の12月の議会で上程させていただいたときには、1万6,000円から1万2,000円に下げたのです。加算額の1万2,000円については、毎年ではないのですけれども、数年置きごとに下がってきている状況で、その補償の対象者の方が年々減ってきていることも勘案しまして、その辺の1万2,000円というのは下がってきたのですけれども、全体的な金額は下げないために、42万円は維持するために、代わりにその一時金のほうは上がってきているという状況で、今回は本当に少子化を受けて大幅増額に政府のほうも踏み切ったという形でございます。

以上です。

○委員長(滝田一郎) 市民生活部長。

○市民生活部長(松浦正男) この1万2,000円の部分につきましては、出産に係る異常分娩のときの補償の

内容になっております。その費用が1万2,000円ということになりますので、異常分娩に対する補償の部分ということでの1万2,000円ということです。

以上です。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第30号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 大田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時10分 散会